

森町教育委員会定例会会議録 (要旨)

会議名	令和元年9月森町教育委員会定例会					
開催日時	令和元年9月25日(水) 13時30分					
会場	森町文化会館 第3研修室					
出席委員	教育長	比奈地敏彦		委員	井口 始	
	委員	村松加代子		委員	鈴木眞子	
	委員	早馬保男				
出席者	学校教育課 課長	塩澤由記弥	社会教育課 課長	松浦博		
	学校教育係長	土屋智也乃	技監	北島恵介		
	庶務係長	石黒智己				
傍聴者	なし					

1 開会

教育長	委員の出席を確認し、開会を宣告。
-----	------------------

2 前回会議録の承認

教育長	事前に配付してある前回定例会の会議録について、質疑を求める。
委員全員	質疑なく承認。
教育長	前回定例会会議録の承認をする。

3 教育長の報告

教育長	9月に開催及び出席した各種会議等について、説明する。
教育長	<p>1日 森町総合防災訓練 (招集訓練 ※早朝集合)</p> <p>2日 課長会議 (9月議会対応 秋の交通安全運動について)</p> <p>園長・校長会 (教育長指示事項「郷育6」 藤本コレクション展の啓発等)</p> <p>3日 9月議会本会議招集 (一般会計補正予算 歳入歳出決算認定等)</p> <p>全員協議会 (森町公共施設個別施設計画について ※案件8件)</p> <p>4日 静大附属浜松校副校長来庁 (校誌「楷樹」玉稿依頼)</p> <p>森町交通安全推進会議 (秋の交通安全県民運動の概要)</p> <p>一般質問打合せ会 (外国人児童生徒への支援について)</p> <p>森町を語る会 (上問詰公民館) (高齢者の生活の足 アクティ森の活用 吉川の濁水について等)</p> <p>5日 磐田法人会役員来庁 代表4人 (税に関する絵葉書コンクール参加協力要請 (小学校6年生対象))</p> <p>究極のコシヒカリ贈呈式(農業経営者会より贈呈 ※学校給食に提供)</p> <p>6日 第2回就学支援委員会 (就学支援の調査資料に基づく就学措置についての審議)</p> <p>人事評価制度に基づく校長面接 (午前中 ※1校15分程度で実施)</p> <p>7日 あまがた“未来づくりワークショップ”(子供向けワークショップに参加) (※2部構成 児童27人参加)</p> <p>9日 総務課打合せ (採用試験打合せ等)</p>

	<p>10日 森町議会本会議（二日目）(条例、補正予算、人事案件 決算認定等に関する質疑等 12日 常任委員会 (第一常任委員会への付託案件の審議等（施設見学含む）) 13日 森町を語る会（西幸町公民館）(高齢者福祉について 道路の交通安全対策等) 17日 課長会議 (町長訓示 各課より連絡 森町を語る会の報告等) 18日 人事管理訪問 ※天方小(本年度の学校経営、人事異動構想、人事課題と要望等) 19日 モラロジー研究会杉本氏来庁（家族の絆エッセー集について） 磐周校長会教育委員会訪問（予算要求、推薦人事について等） 20日 交通安全インターバル作戦（秋の交通安全県民運動） 人事管理訪問 ※森中（本年度の学校経営 人事異動構想 人事課題と要望等） 21日 ファミリーバトミントン大会（開会式主宰者挨拶 5地区18チームが参加） ※森アリーナ 24日 森町学力向上対策委員会(学力調査分析から今後の対策) 25日 森町教育委員会 (9月定例教育委員会) 26日 森町議会・一般質問 (条例、常任委員会報告、補正予算、決算認定の採決、承認) ※最終日 (一般質問（5人の議員より）教育委員会関係2件) (※課長懇親会) 27日 森町戦没者追悼式 (閉式の言葉) (※広島平和記念式典参加児童生徒の作文朗読あり(代読)) 30日 人事管理訪問 ※森小（本年度の学校経営 人事異動構想 人事課題と要望等）</p>
教 育 長	以上報告について、質疑を求める。
委員 全 員	質疑なく承認。

4 付議する案件

【議 事】

教 育 長	議第30号について説明を求める。
学校教育係長	<p>議第30号 森町立幼稚園を除く特定教育・保育施設における教育給付に係る利用者負担額を定める規則の廃止について 令和元年10月1日から子ども子育て支援法が改正され、幼稚園保育料が無償になることから、9月議会に保健福祉課が関係条例を制定し上程した。これに伴い、森町立幼稚園を除く特定教育・保育施設における教育給付に係る利用者負担額を定める規則について廃止をするもの。 まず、この森町立幼稚園を除く特定教育・保育施設における教育給付に係る利用者負担額を定める規則について、こちらは住所を森町に有しながら、町外の幼稚園や認定子ども園に通っている子どもに対して保育料を定める規則であった。 子ども子育て支援法の改正により令和元年10月1日から幼稚園保育料が無償となり、町外に通う子に対しても同様であるため、その部分に関しても保健福祉課で新条例を制定する中で規定をするため、規則について廃止をするもの。 廃止の内容については、先月の条例と同様、施行期日は令和元年10月1日から廃止とし、経過措置として、廃止前の規則に基づき決定された利用者負担額等は、この規則に基づき行うこととなる。審議をお願いする。</p>
教 育 長	現在、該当園児は何人居るのか。
学校教育係長	現在、掛川のこども広場あんりに対象者1名居る。
教 育 長	以上について質疑を求める。
鈴木委員	無償化になることによって今までは廃止するということか。
学校教育係長	条例の廃止をしたため、その条例の内容を定めていた規則について廃止をする。
委員 全 員	他に質疑なく承認。
教 育 長	議第31号について説明を求める。

庶務係長	<p>議第31号 森町立幼稚園預かり保育料徴収条例施行規則の一部改正について説明する。改正の理由と致しては、令和元年10月1日から子ども子育て支援法が改正され、幼稚園預かり保育料について9月議会に関係条例を改正する条例を上程し、先月の定例会で説明した。その条例の一部改正に伴い、規則についても同様に一部改正をするもの。</p> <p>改正の内容については、主に3点となる。まず、1つ目ですが、保育料の納期の変更を行った。2点目は、保育の必要性の認定手続きと様式についての規定を行った。3点目は、保育の必要性の認定をすると、通知を送付することとなるため、その認定通知についてを規定した。具体的には、15ページ以降の新旧対照表に記載のとおり。</p> <p>まず、1点目の保育料の納期について、第2条は新旧対照表の左側の現行では、年間預かり保育料は当月、一時預かり保育料・長期休業中保育料は翌月納付としていたが、10月以降は年間預かり保育料・一時預かり保育料・長期休業中預かり保育料の全て翌月の納付となる。これは、保育の必要性の認定を受けた場合は、月額11,300円を上限として無償化の対象になりますので、月単位での保育料を計算することになり、それに合わせ1月の額が月額となるように納付月をあわせるよう改正をした。</p> <p>2点目ですが、16ページの第4条は、保育の必要性の認定を受けた場合、月額11,300円を限度として無償化の対象になるが、認定を受けるためには町に申請をする必要があるが、その手続きについて新たに第4条の第2項と第3項に規定をした。</p> <p>3点目の認定通知についても同様に、第5条に第2項と第3項に規定をし、それぞれの様式についてもこの規則の中に載せている。審議をお願いします。</p>
教育長	以上について質疑を求める。
教育長	保育の必要性の認定を受ける必要があるのか。
学校教育係長	<p>預かり保育については、保育の必要性の認定がなくても大丈夫だが、無償化の対象となるには月64時間以上の就労、育休産休などの要件で認定を受ける必要がある。</p> <p>年間預かり保育は、就労証明を出してもらった必要があるが、月の就労時間が64時間を超えなくても、年間預かり保育は利用できるが、無償化の対象とならない。</p>
委員全員	他に質疑なく承認。
教育長	議第32号について説明を求める。
学校教育係長	<p>議第32号 森町立幼稚園保育料徴収条例施行規則の廃止について説明する。</p> <p>廃止の理由は、子ども子育て支援法の改正により令和元年10月1日から幼稚園保育料が無償となり、保健福祉課で新条例を制定し、その中で幼稚園保育料についての規定をするため、幼稚園保育料徴収条例を廃止を先月の定例会にて説明したが、その条例の廃止に伴い、規則についても同様に廃止をするもの。</p> <p>廃止の内容については、先月の条例と同様、施行期日は令和元年10月1日から廃止とし、経過措置をのせてある。審議をお願いします。</p>
教育長	以上について質疑を求める。
委員全員	質疑なく承認。
井口委員	<p>前回の定例会から今回の定例会までの一連の幼稚園あるいは保育園等の制度改正が可決されたが、内容が非常に難しい。町民にとっては必要な部分を理解すれば良いが、制度全体を理解するにはもの凄く複雑である。認定の必要性、保健福祉課の関係性等がどうなっているのか。広報森町に載っている保育料無償化の内容を見ても難しい。今後、窓口等に対応する職員は大変になるのではないかと思う。</p>
学校教育係長	<p>預かり保育の保育に必要性については認定申請書類は送付している。既に何件か質問をもらっている。今後、認定書類を送付する際に、内容説明のチラシを併せて送付し周知する。さらに、広報森町についても9月号に引きつづき10月号の中でも保育の無償化についての記事を掲載して周知する。</p>
委員全員	他に質疑なく承認。

教 育 長	議第33号について説明を求める。
学校教育係長	<p>議第33号 森町学校給食運営規則の一部改正について説明する。</p> <p>改正の理由は、令和元年10月1日からの子ども子育て支援法の改正に伴うものであるが、法の改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正をされ、幼稚園の給食費の費用の取扱について変更があったため、森町学校給食運営規則についても改正をする。</p> <p>改正の内容は、2点。1点目、副食費についての規定と2点目幼稚園給食費の減免についての規定を変更する。</p> <p>具体的には、31ページの新旧対照表で説明をすると、1点目の副食費の規定については、第2条の定義「副食費とは」で副食費の定義をしている。改正案の第2条のとおり、主食費を除いた費用に牛乳代を加えた費用になる。</p> <p>2点目の幼稚園給食費の減免についての規定は、第9条に「学校給食費の減免」で、どんな条件のものが対象になるのか新たに規定をし、以下10条以降順次条の繰り下げをした。この新たに規定をした第9条の減免対象の条件だが、簡単に申し上げると、(1)については、階層300から310以下の免除、(2)第3子以降の階層400から410の免除となる。審議をお願いする。</p>
教 育 長	以上について質疑を求める。
委員 全 員	質疑なく承認。

【報告事項】

教 育 長	報告事項について事務局に説明を求める。 報第23号について説明を求める。
庶務係長	<p>報第23号 県費負担教職員の臨時的任用について</p> <p>臨時講師・臨時養護教諭・臨時栄養職員は、半年任用の後、6月を超えない範囲で更新ができることになっている。今回更新となるのは、一覧のとおり欠員補充の5人で、10月から令和2年3月末まで任用を更新するもの。旭が丘中学校の臨時講師玉川雅については9月21日から増田真也教諭の休職代替の臨時講師として令和2年3月30日までの任用をする。</p>
教 育 長	以上について質疑を求める。
委員 全 員	質疑なく承認。
教 育 長	報第24号について説明を求める。
庶務係長	<p>報第24号 町費職員の臨時的任用について</p> <p>県費の臨時的任用と同様に、町費についても4月から半年間の9月30日までの任用となっていたので、引き続き令和2年3月30日まで任用期間の更新をするもの。</p> <p>幼稚園関係については、飯田幼稚園、森幼稚園及び天方幼稚園の担任補助の臨時講師4名と、障害児支援非常勤講師6名について任用を更新。預かり保育の指導員14名と支援員7名、あわせて21名の任用を更新するもの。</p> <p>学校給食関係では、臨時調理員3名、非常勤調理員1名、配膳員4名の任用を令和2年3月30日まで更新するもの。</p> <p>特別支援教育支援員は、飯田小2名、宮園小2名、森小2名、天方小2名の計8名、複式学級支援員は、天方小に2名、通級指導教室支援員2名、適応指導教室指導員2名について、任用を更新するもの。</p> <p>事務局・教育施設については、体育館4名、グラウンドと図書館で各1名、文化会館1名、社会教育課4名5件、学校教育課1名、図書館アドバイザー2名、JETのコーディネーター1名について、更新するもの。なお、社会教育課の六川正明は、文化財管理業務と文化財調査・発掘業務について、それぞれの任用をする。</p>
教 育 長	以上について質疑を求める。

委員 全員	質疑なく承認。
教 育 長	報第25号について説明を求める。
学校教育課長 社会教育課長 社会教育課技監	<p>報第25号 令和元年9月森町議会定例会報告について 9月3日に議会が招集され、会期24日間で開催された。 本会議初日には、人事案件、条例、補正予算、決算について提案理由の説明が行われ、教育委員の任命についての人事案件については質疑、採決まで行われ可決された。本会議終了後には、全員協議会が開催され、「子ども子育て支援法の改正について」保健福祉課と共に教育委員会学校教育課も出席し、保育料の無償化、給食費の減免、預かり保育の無償化について議員の皆さんに説明した。 9月10日が2日目で、条例、補正予算、学校教育課については幼稚園の給食費主食費との算定方法について質疑があった。決算については、教育総務費の委託料についての質疑があった。 9月12日には、常任委員会が開催され、条例及び補正予算について審議された。委員会の中で、条例については、預かり保育の利用限度額を超える利用者は居るのか質疑があった。補正予算では、副食費で扱う牛乳代の単価について質問があった。 9月26日の最終日には、条例、補正予算の。続いて一般質問が行われる。10件提出されたがその内の2件が学校教育課関係である。 1点目は、外国人児童生徒への支援については、現在の外国人児童生徒19名のうち日本語指導が必要な児童は7名居る。小学生6名、園児1名、森小学校へ支援員1名、ポケットークという翻訳機械を学校に配備している。 2点目は、三倉小・天方小・森小の条例改正の早期化について質問があった。条例改正の前に準備する必要があるものもあるため、中学校と同様の日程が良いと考えている。地域住民への周知意見要望とりまとめ、関係学校での児童生徒への対応、条例改正統合の方針を受けて条例改正をするのではなく、必要な準備を整えた上で条例改正をすることが必要ではないかと考えていると答弁する予定。 社会教育課では、3日本会議終了後の全員協議会で周智校跡地の購入の説明をした。12日常任委員会では、補正予算では藤本コレクション管理経費についての質疑が有り、真贋については鑑定をするのか質問があった。寄贈者の思いを大切にするため、鑑定することは考えていないと回答している。26日の一般質問について、小京都森町の推進についての中で森町歴史民俗資料館について質問があるが、内容が観光の側面が強いため、産業課において答弁を考えている。 藤本コレクション管理経費の補正内容については、前回説明をしたが、保管をするための予算である。掛川市二の丸美術館日比野先生への報償費、写真撮影を専門家へ依頼する費用、全作品を展覧し、展覧会を行うためのピクチャーレール等の備品、保管のための鉄庫等備品を購入し、厳重に保管をできるようにするもの。</p>
教 育 長	以上について質疑を求める。
井 口 委 員	藤本コレクションの真贋については、寄贈者へ失礼にならないように鑑定は必要ないと思う。むしろ、作品を大事にするにはどんな手があるか考えることが大事だと思う。そのために、保管庫や、広く町民の目に触れる機会をつくる必要があるが、将来的には、しっかりした美術館があり、森町に所有する美術品を展示して、いつでも広く町民の目に触れる機会となると良いのではないかと。20年30年の長い視点を持って、町民意識の中で希望を持つことが必要である。例えば、掛川城は市民の寄付金がかきかけで建設されている。町民の盛り上げようという気運が、ちょっとしたきっかけからスタートすると良いと思う。
社会教育課技監	歴史伝統文化保存会がそのような趣旨で出来たばかりだが、郷土を愛する気持ちが少しずつ出てきている。急に盛り上がるわけにはいかないが、地道な努力を続けていく。
教 育 長	体育館の西側の土地について説明を求める。
社会教育課長	周智校の跡地について、不動産鑑定をして89,213千円であった。場所の詳細は、体育館の西側、一段高くなっているプール、格技場、実習地の土地の購入となる。

委員全員	他に質疑なく承認。
------	-----------

5 連絡事項

教育長	連絡事項について、説明を求める。
庶務係長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次回10月の定例会は10月25日(金) 時間を通常より午後1時30分から第3研修室で開催予定。 ・ 磐田市・袋井市・森町教育委員会懇談会の開催通知について ・ 各校区一貫教育研究協議会の参観について ・ 教育委員研修会の出席者について

6 閉会

教育長	以上で本日の日程を終了し、閉会とする。 15時29分閉会
-----	---------------------------------

上記のとおり、会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

署 名 人 教 育 長

委 員

委 員

委 員

委 員

事 務 局
